

接続政策委員会

[IP網への移行を踏まえた接続制度の在り方]

事業者ヒアリング資料

2020/11/17 (火)

株式会社オプテージ

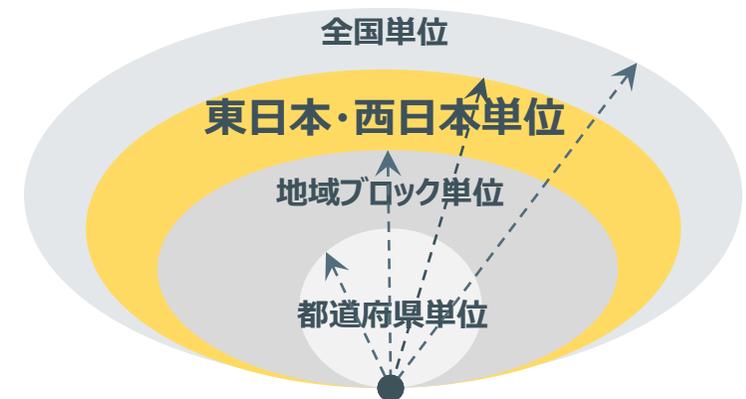


(1) 指定事業者を決定するための加入者回線の占有率を算定する範囲について

- ① 加入者回線の占有率を算定する範囲（単位指定区域）について、引き続き都道府県の範囲とすることが適切か。
- ② 都道府県が適切でない判断する場合、地域ブロックや東日本・西日本、全国など今後どのような範囲で加入者回線の占有率を算定するべきか。

弊社意見

- ① 通信サービスの中心が電話からインターネットへ移行しており、電話についてはトラヒックの減少やIP網への移行等、ネットワーク構成・接続の実態が都道府県単位ではなくなっていることを踏まえると、加入者回線の占有率を算定する範囲(単位指定区域)について見直すことが望ましい
- ② 現行の指定事業者であるNTT東・西の業務区域やIP網移行後のネットワーク構成等を勘案すると、東日本・西日本の範囲が適当か



(2) 加入者回線の占有率の考え方について

- 加入者回線の占有率の基準の見直しの必要性について、どのように考えるべきか。

弊社意見

- 制度導入当時の基準の考え方は以下の通り
 - ① 加入者回線の過半数を有していれば、交渉上優位な立場に立つ
 - ② 独占禁止法における「独占的状态」の基準が50%超である
- この2点において、現在も状況に変化はないことから、現行の占有率の基準について見直す必要性は低い

独占禁止法における基準

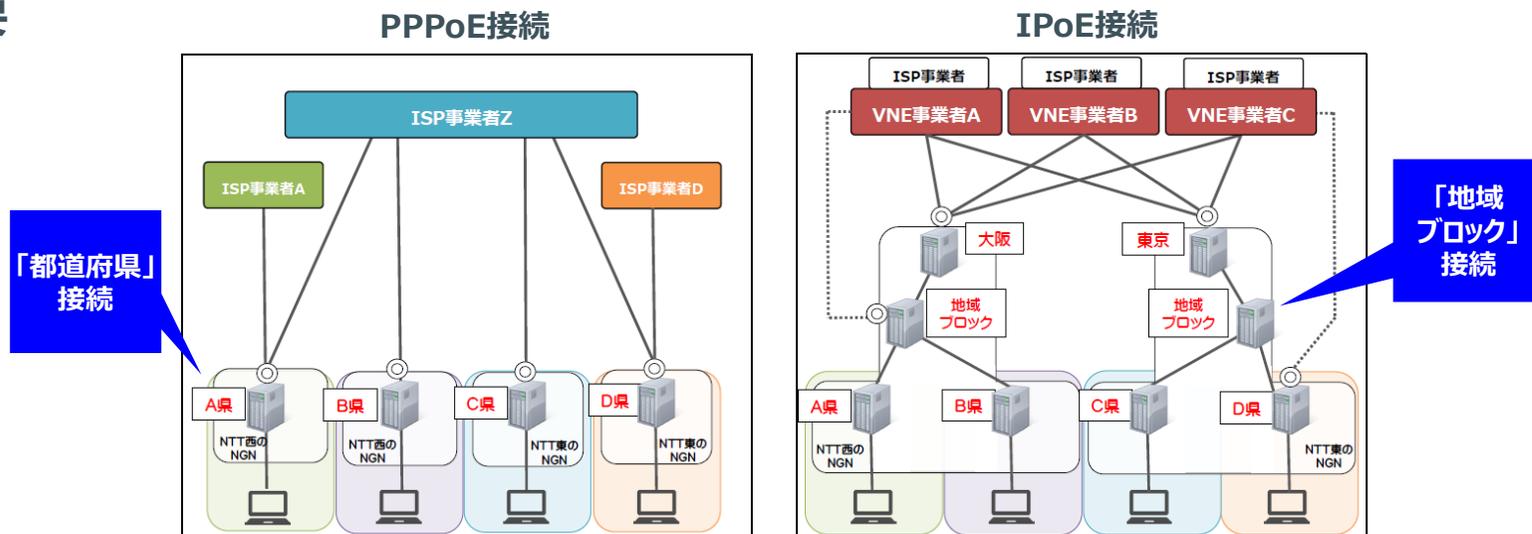
当該一年間において、一事業者の事業分野占拠率、又は国内において供給された当該役務の数量が二分の一を超えていること

(1) 基本的な考え方について

- ネットワーク構成及び接続の実態が都道府県であることを前提とした考え方を今後も継続することが適当か。

弊社意見

- 電話からインターネットへのサービスの移行が進んでいることや、IP網への移行を踏まえると、実態に合わせた考え方とすることが望ましい
- 一方で、地域の接続事業者等から都道府県単位や地域ブロック単位での接続のニーズがあることにも留意しつつ検討のうえ、実際の接続にあたっては、柔軟に対応されることが必要



(2) 県間通信用設備について

- 現在の状況等を踏まえ、他社設備を利用しているものと自己設置のものが存在する県間通信用設備を指定設備制度の対象とすることについて、どのように考えるか。

弊社意見

- 音声通信については、今後のIP網への移行等を踏まえると県間通信用設備が**不可避免的に利用される状況になると認識**
- 一方、インターネット接続に関しては、「接続料の算定等に関する研究会」等で議論がなされていることから、それらを踏まえつつ、**県間通信用設備を指定設備制度の対象とするか否かについて、検討することが必要**
- また、仮に指定設備制度の対象として検討する場合、他社設備利用も対象とするかについては、**慎重な検討が必要**
 - 検討にあたっては、他社設備利用は、コスト面や品質担保面等について**自己設置と異なる点があることにも十分留意が必要**
 - ネットワークの仮想化の進展等により、将来的に、他社設備利用の拡大も想定されることから、**今後のネットワーク動向等にも留意が必要**

OPTAGE
What's next?